

企画趣旨

緑 大輔

1990年代後半から続く、数々の刑事訴訟法改正は、捜査手続や公判手続の在り方に対して、大きな変化をもたらしてきた。しかし、条文の改正がほぼ行われていない領域がある。証拠と上訴・非常救済に関する諸規定である。証拠法の在り方は、捜査・公判各手続の在り方に規定され、また、逆に証拠法が捜査・公判の在り方を規定する。つまり、証拠法は、これまでの種々の改正による影響を直接に受ける。しかし、本誌において、これまで包括的な検討がされていない。そこで、本特集は、証拠法の理論的課題を追究しようとするものである。いわば、証拠法という窓から、刑訴法の諸改正を経た日本の刑事司法の現在を表現する。

まず、公判前整理手続が2005年に施行され、その後裁判員裁判も実施されるに至って、証拠の厳選が実務上の課題とされた。しかし、公判前整理手続が長期化する傾向が指摘されている。そもそも現状の公判前整理に要する期間が批判すべき傾向にあるのかそれ自体の議論は別として、証拠の厳選にあたって、証拠法上の概念を活用することによって、議論を整理する路はないか。成瀬論文がこの問題を扱う。

2016年の刑事訴訟法改正の発端となった、証拠の改ざんに対する方策は、結局、具体的には立法化されず、今後の課題とされた。証拠の保管・管理の在り方も、捜査手続と公判前整理手続、とりわけ証拠開示——再審請求審における証拠の閲覧・開示にも影響する問題でもある——と密接に関連する。斎藤論文がこの問題を扱う。

また、2016年の上記改正によって、被疑者取調べの録音・録画や、協議・合意制度、刑事免責制度などの新たな証拠収集制度が導入された。改正

の過程で、法制審議会においてこれら各制度が議論され、また、公判における証拠としての利用の在り方について一定程度は議論された。しかし、各制度の法規定に違反して獲得された証拠の利用の可否や、制度を運用する際に実務上生じ得る問題が証拠法の適用にどのような影響を与えるかについては、なお、実務運用上の問題として残っている。そして2016年改正によって設けられた各制度は、2019年にはすべて施行された状況にあり、現時点で理論的な検討に基づく解釈論を示す必要性は大きい。被疑者取調べの録音・録画について、堀江論文が扱う（なお、被疑者取調べの録音・録画の記録媒体を実質証拠として用いることの可否が問題となっているが、今回は、本特集内で扱うことができなかった。これは別の機会があれば、本誌でも扱いたいところである）。協議合意制度を川出論文が、刑事免責を榎本論文がそれぞれ扱う。

加えて、2016年改正では制度化が見送られたが、犯罪被害者保護のために捜査段階の被害者供述の録音録画媒体を、公判において主尋問の代替として用いるという案が、議論された。近時は検察庁が、いわゆる司法面接的な手法である代表者聴取を行い、児童虐待や性犯罪の被害者たる子どもから事情を聴取し、証拠化する事例も生じている。司法面接的な手法によって証拠化された記録媒体の証拠法上の課題も明らかにされる必要がある。これは緑論文が扱う。

現行の証拠法が直面する諸問題に対して、何をなしえて、何がなお課題として残るのか。本特集は、2020年代のはじまりに、この問題を刑訴法学に問うものである。

(みどり・だいすけ 一橋大学教授)